

感染症サーベイランスシステムQ & A

【令和7年11月6日更新】

No	質問	回答
1	事前登録していない各担当医が発生届を入力することは可能ですか？ その場合、二要素認証はどうすればよいでしょうか。 上記ができない場合、複数担当医がシステム利用できる共有アカウントなどの作成は可能でしょうか？	1つのアカウントに対し、設定できる二要素認証は1つのみです。 本システムは1つのアカウントを複数名が共有することを想定しておりません。お手数ですが、システム利用する担当医それぞれがアカウントを作成する必要があります。
2	現在、医事課のシステムを利用して定点報告を行っていますが、電子カルテ端末での利用（連動）は可能でしょうか。	本システムを利用するためにはインターネットに接続されている端末が必要です。また、詳細な動作環境については、ホームページに掲載している簡易マニュアルの利用開始編p. 5をご参照ください。
3	昨年度までインフル、コロナの定点としてのサーベイランスシステムは利用していました。同じIDなのでしょう吗？	全数報告と定点報告ではそれぞれ異なるアカウントが必要です。そのため、I D及びパスワードについても全数報告と定点報告それぞれ異なります。
4	感染症サーベイランスとは全数把握対象の疾患でしょうか？感染症発生動向調査(定点)とはちがうものですか？	感染症サーベイランスシステムとは、わが国における感染症の効率的な情報収集を目的として構築された感染症発生動向調査事業をはじめ、感染症施策に関連する各種機能をオンラインで提供しているシステムです。 全数報告と同様に、定点報告についてもシステムによりオンラインで報告することが可能です。
5	感染症サーベイランスに登録後でも、紙による届出を行うことは可能か。	システム利用登録後も紙による届出は可能ですが、システム利用による届出業務の効率化、記入漏れや誤送信の防止等の観点から、可能な限り早期に感染症サーベイランスシステムによる届出に切り替えていただきますようお願いいたします。。
6	今回の説明会の感染症サーベイランスシステムはサーベイランス強化加算算定可能なものですか？	感染症サーベイランスシステムはサーベイランス強化加算の算定条件ではございません。 サーベイランス強化加算の対象である院内感染対策サーベイランス（J A N I S）、感染対策連携共通プラットフォーム（J - S I P H E）とは関係ございません。
7	現在 梅毒は報告していますが、感染症サーベイランスにも報告して2ヶ所になりますか？それともサーベイランスには報告不要ですか？	最寄りの保健所に報告していただいている届出であれば、感染症サーベイランスシステムに報告するだけで、2か所への報告は不要です。
8	当医療機関は呉市にありますが、安芸地区医師会に所属しています。 定点報告も安芸地区医師会です。 サーベイランスシステムの利用申請書はどれを使えばよいでしょうか。	利用申請は医療機関所在地を管轄する保健所等で受け付けておりますので、この場合は呉市ホームページに掲載されている利用申請書をご利用ください。
9	デジタルのサーベイランス報告は、医師以外の職種でも可能なのでしょうか。	医師以外の職種の利用は可能です。